

IV 施策の展開と指標

本県の食育に関する情勢を踏まえ、三つの基本目標に沿った施策を展開し、県民の心身の健康と豊かな人間性の育成を目指します。また、SDGsが達成されるようこれらの取組を推進していきます。

基本目標 1 食を通して豊かな心、人間性を育みます

- (1) 食を楽しむ機会の確保
- (2) 食に感謝する心の醸成
- (3) 地域の食材や食文化への理解促進

指 標	基準値	目標値
農業体験を複数回したことがある県民の割合	67.9 令和2(2020)年度	90% 令和7(2025)年度
学校給食における地場産物活用割合を基準値より向上した市町の割合	令和3年度調査 を基準値とする	100% 令和7(2025)年度

基本目標 2 食を通して県民一人ひとりの健康を目指します

- (1) 正しい食生活に向けた環境整備
- (2) 栄養バランスのとれた食生活の推進
- (3) 規則正しい食生活の推進

指 標	基準値	目標値
ヘルシーメニューの提供に取り組む飲食店の登録数	362 店舗 令和元(2019)年度	550 店舗以上 令和4(2022)年度
主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日が ほぼ毎日の者の割合	49.5% 平成28(2016)年度	80%以上 令和4(2022)年度
・朝食を「あまり食べていない」「全く食べていない」児童生徒 の割合(小6中3) ・朝食を「全く食べない」生徒の割合(高3)	小 3.7% 中 5.4% 高 5.3% 令和元(2019)年度	0%を目指す 令和7(2025)年度

基本目標 3 食の安全性への信頼確保や県民と協働した食育活動を推進します

- (1) 食の安全性に関する信頼の確保
- (2) 食育に関わる人材の確保と活動促進
- (3) 食に関わる関係者の連携強化

指 標	基準値	目標値 (令和7(2025)年度)
食の安全に関する情報発信(年間回数)	-	延べ 250回以上
とちぎ食育応援団活動数	64回 令和元(2019)年度	延べ 300回以上
食育推進計画を策定している市町の割合	96% 令和2(2020)年度	100%

第4期栃木県食育推進計画「とちぎ食育元気プラン2025」 施策体系

基本目標1 食を通して豊かな心、人間性を育みます		
基本的方向	施策の展開	具体的取組内容
1 食を楽しむ機会の確保	(1)多様な暮らしに対応した食を楽しむ機会の確保	① 家族で食を楽しむ共食(きょうしょく)の環境づくりの推進 ② 地域や所属するコミュニティにおいて共食を楽しむ機会の拡大
	(2)学校・幼稚園・保育所等における家庭・地域と連携した食育の充実	① 学校・幼稚園・保育所等における指導体制の充実 ② 学校における食に関する指導内容及び学校給食の充実 ③ 未就学児への食育の充実 ④ 家庭・地域との連携促進
2 食に感謝する心の醸成	(1)食料生産・流通等に関わる人々の活動への理解促進	① 食に関する体験機会の拡大 ② 食に関する情報発信
	(2)食べ物を大切にする心の醸成	① 食べ物を大切にする心の醸成や食品廃棄を发生させない行動の啓発
3 地域の食材や食文化への理解促進	(1)優れた食文化の継承・発展	① 優れた食文化の継承・発展
	(2)地産地消の促進	① 消費者と生産者の相互理解の促進 ② 県産農産物の利用及び提供拡大 ③ 学校給食の地場産物活用推進 ④ 地産地消運動の展開
基本目標2 食を通して県民一人ひとりの健康を目指します		
基本的方向	施策の展開	具体的取組内容
1 正しい食生活に向けた環境整備	(1)栄養や食品表示に関する正しい理解の促進	① 栄養相談、指導体制の整備促進 ② 地域の人材育成及び活用の促進
	(2)栄養に関する適正な情報の提供	① 栄養に関する適正な情報の提供
	(3)栄養バランスのとれた食事がとれる環境整備	① 外食における栄養成分表示の普及啓発
2 栄養バランスのとれた食生活の推進	(1)健康な食事の普及	① 健康な食事の普及 ② 生活習慣病の予防等に関する普及啓発
	(2)ライフステージに応じた栄養摂取の推進	① 未就学児や小・中学生への啓発 ② 高校生や大学生への啓発 ③ 働く世代への啓発 ④ 高齢者へのフレイル予防の推進
	(3)減塩及び野菜摂取量の増加の推進	① 減塩の普及啓発活動の推進 ② 「毎日プラス1皿の野菜」運動の推進
3 規則正しい食生活の推進	(1)朝・昼・夕の3食を食べる食習慣の推進	① 朝・昼・夕の3食を食べる食習慣の推進
	(2)主食・主菜・副菜を揃えた食事の推進	① 規則正しい食事の啓発活動の推進
基本目標3 食の安全性への信頼確保や県民と協働した食育活動を推進します		
基本的方向	施策の展開	具体的取組内容
1 食の安全性に関する信頼の確保	(1)生産から消費に至る各段階における食の安全性の確保	① 生産段階での安全性の確保 ② 製造・加工・流通・販売段階での安全性の確保
	(2)食の安全性と信頼性の確保のための体制の充実及び連携強化	① 体制の充実及び連携強化
	(3)消費者の食に対する信頼性の確保	① 消費者、事業者、行政間の情報共有 ② 消費者、事業者、行政間の相互理解の促進
2 食育に関わる人材の確保と活動促進	(1)食育に関わる人材育成	① 食育に関わる人材育成
	(2)食育ボランティアの確保と活動支援	① 食育ボランティアの確保 ② 食育ボランティアの活動支援
3 食に関わる関係者の連携強化	(1)食育推進運動の展開	① 県民と協働した食育推進運動の展開 ② 食育関係団体の連携強化
	(2)市町食育推進計画策定の支援	① 市町食育推進計画策定の支援

基本目標1 食を通して豊かな心、人間性を育みます

基本的方向 1 食を楽しむ機会の確保

【目指す方向】

家族が食卓を囲んで共に食事をとりながらコミュニケーションを図ることは食育の基本であるため、あらゆる立場の人が共食(きょうしょく)^{*1}を通じて、食の楽しさを実感し、豊かな食や生活を楽しむ環境づくりを推進します。

また、学校及び保育所等においては、子どもが生涯にわたり健全な食生活を自ら営むことができる知識及び習慣を習得できるよう、家庭や地域と連携し、体系的・継続的に食育を実施します。

【現状と課題】

○社会環境の変化や生活習慣が多様化する中で、家族等で食事を囲む機会の減少や食への関心の低下がみられ、食に関する作法や望ましい食生活を実践する機会が十分でないため食を楽しむ環境づくりが必要です。

○生産と消費の現場が離れたことにより、様々な学習や体験を通し、食の成り立ちや食への理解を深める必要があります。

【施策の展開】(1)多様な暮らしに対応した食を楽しむ機会の確保

(具体的取組内容)

①家族で食を楽しむ共食の環境づくりの推進

1)家庭で楽しく食事をする機会が確保できるよう、「家庭の日^{*2}」の定着に向けて、家庭や学校、企業、地域等に対し啓発を図ります。

- ・各種イベントにおいて「ふれあい育む家庭の日（毎月第3日曜日）」の普及啓発
- ・家庭の日絵日記コンテストの実施
- ・家庭で食育の日（毎年10月の第3日曜日）の普及啓発

2)仕事と生活の調和（ワークライフバランス）等の推進により食事を楽しむ機会の確保を推進します。

- ・女性活躍や働きやすい環境整備に取り組む企業等の認定・表彰
- ・子育てにやさしい事業所の表彰

3)家庭を対象とした食育講座を開催し、食事作りへの参加を推進します。

- ・家庭教育支援プログラム^{*3}等を活用した家庭教育講座等の支援
- ・朝食や野菜の摂取、生活習慣病やフレイル予防に係る講話や調理実習の実施

※1 共食(きょうしょく)

一人で食べるのではなく、家族や友人、職場の人や地域の人など、誰かと共に食事をすること。

※2 家庭の日

本県では、昭和41年から青少年健全育成のため、毎月第3日曜日を「家庭の日」として設定し運動を展開。平成18年10月から県青少年健全育成条例に規定し、普及啓発に努めた。平成31(2019)年1月には、規定をとちぎの子ども・子育て支援条例に移し、一層の普及啓発に努めている。

※3 家庭教育支援プログラム

子育てについて親同士が話し合い、交流しながら主体的に学ぶ参加型の学習プログラム(栃木県教育委員会作成)。

②地域や所属するコミュニティにおいて共食を楽しむ機会の拡大

- 様々な家庭環境や多様化した生活環境の中で、地域や職場などの所属するコミュニティを通じて共食を楽しむ機会の確保を推進します。
- ・とちぎ食育推進月間における「共食」の普及啓発
 - ・青少年教育施設における共食の推進

【施策の展開】(2)学校・幼稚園・保育所等^{※4}における家庭・地域と連携した食育の充実 (具体的取組内容)

①学校・幼稚園・保育所等における指導体制の充実

食育に関する教職員の資質向上や保護者への啓発を図ります。

- ・栄養教諭^{※5}、学校栄養職員、学校給食（食育）主任^{※6}を対象とした研修の実施
- ・学校給食関係者への普及啓発
- ・食物アレルギーに関する研修会の実施

②学校における食に関する指導内容及び学校給食の充実

学校教育において食に関する指導内容及び学校給食の充実を図ります。

- ・栄養教諭・学校栄養職員等を中心として関係者が連携した体系的・継続的な食育の推進
- ・「食育学習教材」の活用促進
- ・学校給食を「生きた教材」として活用し、各教科等と関連づけた食に関する指導の推進

③未就学児への食育の充実

就学前の子どもが望ましい食習慣を学び、食の楽しさを実感できるよう成長・発達に応じた食育活動を充実させます。

- ・幼稚園、保育所等の関係者への情報提供、普及啓発

④家庭・地域との連携促進

地域の農業や伝統食、行事食、食に関する文化・歴史・マナー等の知識及び技能を身に付けられるよう家庭や地域の連携促進に努めます。

- ・「食育だより」等による家庭・地域への情報発信
- ・地域の生産者や伝統料理等を得意とする方々との交流支援
- ・食生活改善推進員^{※7}やとちぎ食育応援団^{※8}等ボランティアによる食育活動の推進

※4 保育所等

当計画においては、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育所を一括して「保育所等」とする。

※5 栄養教諭

栄養に関する専門性を持つ教員で、食に関する指導と学校給食の管理の両方を行う。

※6 学校給食主任

給食を実施している学校の教員の校務分掌（役割分担）のひとつ。学校給食指導計画の作成や給食に関する指導の中心となる。

※7 食生活改善推進員

市町等において開催される「食生活改善推進員養成講座」を受講し、「私たちの健康は私たちの手で」をスローガンに、食を通じた健康づくり活動を行っているボランティアで、地域住民に対する生涯を通じた食育推進と健康づくりの担い手として活躍している。

※8 とちぎ食育応援団

学校教育や地域活動の中で、食や農の知識や技術などの指導を通して食育推進に協力するボランティア。

個人・団体・企業の区分で登録し、活動分野は食生活改善、農林水産物の生産分野など6分野。平成18年12月より募集開始。

基本目標1 食を通して豊かな心、人間性を育みます

基本的方向 2 食に感謝する心の醸成

【目指す方向】

食料生産から消費に至る取組への理解を深め、食に関わる人々に感謝する心を醸成するため、食に関する多様な体験活動を促進します。

持続可能な食料の生産、供給、消費を実現する社会にするため、食べ物を大切にする心の醸成により、食品ロス^{※9}を発生させない取組の理解促進を図ります。

【現状と課題】

○食料生産と消費の場が離れたことにより、食生活が、自然の恩恵や食料の生産・流通等に関わる多くの人々のつながりで成り立っていることを実感しづらくなっています。

○食に対する理解を深め、感謝する心を醸成するため、家庭や学校、地域などにおいて、食と農について学ぶ多様な体験活動に取り組むことが必要です。

○食料を海外に大きく依存しているにもかかわらず、まだ食べられる食品が大量に廃棄されており、持続可能な食料生産とその消費を実現するためには、食べ物を大切にする心を醸成し、食品ロスの削減に向けて取組むことが必要です。

【施策の展開】(1)食料生産・流通等に関わる人々の活動への理解促進 (具体的取組内容)

①食に関する体験機会の拡大

- 1)市町、農林業団体、生産者等と連携して、食料の生産、加工、流通などに関する様々な体験活動を促進します。
 - ・農業体験や料理教室、料理コンクール、コンテストの開催促進
 - ・とちぎアグリプラザにおける食と農の理解促進に関する講座・研修の実施



オープンファームの様子



きのこの料理コンクールの様子

※9 食品ロス

食べられるにもかかわらず、廃棄されている食べ物のことをいい、例えば、賞味期限切れで販売できなくなったものや生鮮食品、そうざい等の売れ残り、飲食店で客が食べ残した料理や提供できなかった仕込み済みの食材、家庭での食べ残しや調理しないままの食材など。

- 2) グリーン・ツーリズム^{※10}を通じた都市住民と農村地域との交流を促進し、農業・農村の魅力や役割、必要性への理解を促進します。
- ・グリーン・ツーリズムの推進

②食に関する情報発信

「とちぎの食と農」に関する様々な情報を、多様な手段を活用して広く提供するよう努めます。

- ・パンフレット、ホームページ、SNS 等広報媒体、各種イベントを活用した状況発進

【施策の展開】(2) 食べ物を大切にする心の醸成

(具体的取組内容)

①食べ物を大切にする心の醸成や食品廃棄を发生させない行動の啓發

食べ物が限りある資源であることへの理解促進を図り、「もったいない」という食べ物を大切にする心の醸成を図ります。

また、まだ食べられるにもかかわらず廃棄される食品ロスの削減は、喫緊の課題となっていることから、県民一人ひとりの無駄な食品廃棄を发生させない意識の醸成や行動、未利用食品の有効活用を促進します。

- ・「食育月間」や「食品ロス削減月間」を中心とした普及啓發
- ・市町等の関係機関と連携した「とちぎ食べきり 15 (いちご) 運動」や「3きり運動」の普及啓發
- ・賞味期限や保存方法等の食品表示についての理解促進
- ・食品廃棄物等のリサイクル推進
- ・フードバンク等の活動への理解促進
- ・環境と調和のとれた持続可能な食料とその消費に関する情報発信

【とちぎ食べきり 15(いちご)運動】

宴会では多くの食べ残しが発生するため、宴会の開始後、終了前のそれぞれ 15 分間は自分の席でおいしく料理を食べる時間に充てる運動

【3きり運動】

料理はおいしく「食べきり」、食材は無駄なく「使いきり」、生ごみの水分を減らす「水きり」の実践を呼びかける運動



※10 グリーン・ツーリズム

緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しみながら、ゆとりある休暇をすごす滞在型の余暇活動。

基本目標1 食を通して豊かな心、人間性を育みます

基本的方向 3 地域の食材や食文化への理解促進

【目指す方向】

和食や郷土に伝わる豊かな食文化を次世代に継承するため、各種イベントや料理教室による普及啓発や学校給食における提供機会の拡大を促進します。

地域の自然や産業への理解とそこから生産される食材の食事への活用を推進し豊かな食生活の実践を推進します。

【現状と課題】

○近年のグローバル化や流通技術の進歩により様々な食を楽しむ機会が増え、食の志向も多様化したため、和食や郷土料理を食べる機会が減少し、郷土に伝わる食文化の継承が難しくなっています。

○和食や郷土料理は年中行事や地域に根ざした文化に深い関わりを持ち、地域食材を活かした栄養バランスに優れた献立が多いため、健康づくりや環境負荷が少なく持続可能な食活動という面からも推進する必要があります。また、郷土を大切に思う気持ちの醸成や食事の作法の継承など食事を通して豊かな人間性を育むことが出来ます。

○家庭や学校、企業において地場産物の活用を推進するため流通体制の整備や情報の発信、消費者と生産者の相互理解の促進をさらに進める必要があります。

【施策の展開】(1)優れた食文化の継承・発展

(具体的取組内容)

①優れた食文化の継承・発展

1) 地域の気候風土や伝統行事等と深く結びついた郷土料理や伝統料理、栄養バランスのとれた日本型食生活を日々の生活に取り入れられるよう啓発します。

- ・各種イベントや料理教室等における郷土料理・伝統料理や日本型食生活の普及促進

- ・学校給食における郷土料理や伝統料理の献立の活用促進

- ・農村レストラン、農産物加工所等における地域の食材を活用した郷土料理などの提供促進

2) 地県産農産物を活かした新たなメニューの開発・普及や豊かな食生活に向けた取組を推進します。

- ・食生活改善推進員やとちぎ食育応援団等による普及

- ・「とちぎのヘルシーグルメ推進店」等の活用

【郷土料理、伝統料理】

郷土料理とは、地方ごとにある独特な料理のことと、地方の特産品を用いたものや、地理的・歴史的条件により生まれたものなどがあります。本県の代表的な料理として、しもつかれやかんぴょう料理などがあります。

伝統料理とは、正月、ひな祭り、端午の節句などの年中行事や、結婚式、法事、宮参り等に供される料理などがあります。



初午に作る「しもつかれ」

【施策の展開】(2)地産地消の促進

(具体的取組内容)

①消費者と生産者の相互理解の促進

地域イベントや直売所等を活用し、消費者と生産者の相互理解を促進します。

- ・農産物直売所等を核とした消費者と生産者との情報交換の促進
- ・地域でのイベント、セミナーの開催
- ・新聞、テレビ、ホームページなどの広報媒体の活用

②県産農産物の利用及び提供拡大

県産農産物が安定的に供給され利用できる体制づくりを推進します。

- ・「とちぎ地産地消推進店」やスーパーマーケット、施設給食、企業の社員食堂、飲食店、観光施設等における県産農産物の活用促進
- ・フードバレーとちぎ^{※11}の推進を通じた県産農産物を活用した加工食品の開発と販路開拓の支援等

③学校給食の地場産物活用推進

学校給食において、県産農産物が安定的に供給され、利用できる体制づくりを支援します。また、提供された食材や交流給食等を通じて地域の農業への理解を促進します。

- ・学校給食における地域の関係者の連携体制づくり
- ・地産地消給食提供の促進
- ・子どもたちと生産者との交流を通じた県産農産物の理解促進と利用拡大

④地産地消運動の展開

とちぎ地産地消県民運動実行委員会や市町、関係機関・団体と連携して「とちぎ地産地消運動」を全県的に展開します。

- ・地産地消への理解促進
- ・地産地消県民実行委員会を中心とした関係機関、団体の連携強化



とちぎ地産地消県民運動実行委員会の総会の様子



生産者と一緒に味わう地産地消の給食

※11 フードバレーとちぎを目指す取組

本県の豊かな農産物や豊富で良質な水、恵まれた立地条件を活かし、農業や食品製造業をはじめ、流通業、小売業、さらには観光・サービス産業など、第1次産業から第3次産業まで幅の広い“食”に関する産業の振興を図る取組。

基本目標2 食を通して県民一人ひとりの健康を目指します

基本的方向 1 正しい食生活に向けた環境整備

【目指す方向】

消費者が食品の栄養に関する情報を正しく理解し、選択するための重要な情報源となる食品表示の理解促進や、健康づくりの基礎となる栄養・食生活に関する適切な情報が得られるよう、正しい食生活に向けた食環境の整備を推進します。

【現状と課題】

- 社会環境や生活習慣の変化により食の外部化が進展する中、外食や中食、加工食品を利用する機会が増えており、消費者は栄養成分表示を参考に、栄養バランスよく食べることが必要になっています。
- 飲食店、スーパー・マーケット等の食品関連事業者は、より一層健康に配慮したメニューや栄養成分表示等、食に関する適切でわかりやすい情報、知識等を提供することが求められています。

【施策の展開】(1)栄養や食品表示に関する正しい理解の促進

(具体的取組内容)

①栄養相談、指導体制の整備促進

- 妊娠婦、乳幼児期から思春期に至る発育・発達段階に応じた栄養・食生活に関する適切な情報を得ることができる環境の整備に努めます。
- ・県健康福祉センター等が実施する栄養相談、指導体制の充実
 - ・市町が実施する栄養相談、指導事業への支援
 - ・「妊娠婦のための食生活指針」、「楽しく食べる子どもに～食からはじまる健やかガイド～」の活用
 - ・保育所等の給食施設における食物アレルギーを有する子どもに対応するための支援、食生活に関する相談体制の整備

②地域の人材育成及び活用の促進

地域において食生活改善の相談や、生活習慣病予防の普及が活発に行われるよう、在宅栄養士の活用や栄養・食生活の相談・指導を行う人材・団体の育成を図ります。

- ・管理栄養士、栄養士の資質向上
- ・食生活改善推進員等のボランティアの育成、支援
- ・栃木県栄養士会の管理栄養士・栄養士の人材バンク事業の支援

【施策の展開】(2)栄養に関する適正な情報の提供

(具体的取組内容)

①栄養に関する適正な情報の提供

県民が食品を正しく選択するための情報を、研修会や各種メディアなどの多様な手段を活用して広く提供します。

- ・食品や飲食店メニューの栄養成分表示の見方、虚偽・誇大な広告の見分けについての研修会の実施
- ・ホームページ、広報紙、テレビ等を活用した情報提供
- ・食品の栄養成分表示の適正化に関する食品関連事業者等への指導
- ・食品販売業者に対する適正な広告等を行うための指導
- ・学校給食レシピ集の活用による栄養バランスに優れた学校給食献立の普及
- ・給食施設の相互の情報交換や給食施設従事者に対する研修の実施



学校給食レシピ集



食生活改善推進員による
栄養バランスを基本とした食生活の普及活動

【施策の展開】(3)栄養バランスのとれた食事がとれる環境整備

(具体的取組内容)

①外食における栄養成分表示の普及啓発

消費者との接点が多い飲食店や弁当・総菜販売店等において、適正な栄養管理ができる環境の整備に努めます。

- ・「とちぎのヘルシーグルメ推進店」の登録拡大に向けた支援の充実
- ・「とちぎのヘルシーグルメ推進店」による栄養成分表示などの健康情報や野菜たっぷりメニュー等の提供
- ・食生活改善推進員等による「とちぎのヘルシーグルメ推進店」に関する情報の提供
- ・社員食堂等における栄養成分表示や健康に配慮したメニューの提供の支援

【とちぎのヘルシーグルメ推進店とは】

料理の野菜の量や栄養成分表示を表示したり、健康に配慮したメニューを提供することにより、外食や弁当等を利用される方が自分にあった食事を選択できるよう、健康的な食生活を応援するお店です。以下の①～④のうち、1つ以上実施しているお店をとちぎのヘルシーグルメ推進店として登録しています。

- ①栄養成分表示の実施
- ②野菜たっぷりメニューの提供
- ③ヘルシーメニューの提供
- ④栄養情報提供・ヘルシーオーダー

基本目標2 食を通して県民一人ひとりの健康を目指します

基本的方向 2 栄養バランスのとれた食生活の推進

【目指す方向】

栄養バランスのとれた食生活や適正体重について普及啓発し、生活習慣病予防のための食生活改善の取組を推進します。

【現状と課題】

○様々な家庭の状況や生活が多様化することにより、健康な食生活の実現が難しく、塩分の過剰摂取や野菜不足等の栄養の偏りが多くなっています。

○成人男性の肥満や若い女性のやせ、高齢者の低栄養などがみられるため正しい食生活の理解の促進が求められています。

○誰もが栄養バランスのよい食事をとれるようにするため、必要な知識や判断力、実践力を培う健康教育や個別の栄養相談等に係る体制整備及び指導内容の充実が求められています。

【施策の展開】(1)健康な食事※12の普及

(具体的取組内容)

①健康な食事の普及

栄養バランスのとれた食生活を維持できるよう、必要な知識を普及啓発します。

- ・食生活指針や食事バランスガイドの普及
- ・食生活が及ぼす影響についての普及啓発
- ・関係団体等と連携した地域の健康イベントの開催
- ・適正な栄養バランスや食事の摂取量、味付けの目安等の啓発
- ・スポーツと食を関連付けた親しみやすい食育の推進
- ・様々な家庭の状況においても健康な食事をとれるよう、市町や関係団体との連携を強化

②生活習慣病の予防等に関する普及啓発

市町や食生活改善推進員等と連携し、生活習慣病の予防や改善の方法等について広く普及啓発します。

- ・「生活習慣病予防その他の健康増進を目的として提供する食事の目安」の普及
- ・適正な体重に対する普及啓発
- ・生活習慣病の病態別の栄養相談の実施
- ・噛む回数を増やした食べ方や歯・口腔の健康づくりの啓発

【主食・主菜・副菜を組み合わせた食事奨励のためのシンボルマーク】

マークのデザインは、円を三分割してシンプルな線や面で、主食・主菜・副菜の3つの料理を表現。黄色が「主食」、赤が「主菜」、緑が「副菜」で、主食・主菜・副菜の組合せを意味します。



※12 健康な食事

「健康な食事」とは、健康な心身の維持・増進に必要とされる栄養バランスを基本とする食生活が無理なく持続している状況を意味する。「健康な食事」の実現のためには、日本の食文化の良さや特長を生かし、多様な食べ物を組み合わせて料理し、おいしく食べるこことでバランスのとれた食生活を送ることが大切。

【施策の展開】(2)ライフステージに応じた栄養摂取の推進

(具体的取組内容)

①未就学児や小・中学生への啓発

学校や幼稚園、保育所等と連携して、子どもの発達段階に応じた指導を図ります。

- ・食生活の重要性の普及とうす味習慣の定着化
- ・食生活改善推進員が実施する子どもの頃からの生活習慣病予防活動の支援
- ・学校給食における適正な栄養管理と望ましい生活習慣の定着を目指した健康教育の推進
- ・専門家を派遣した食育啓発活動の推進
- ・子どもとその家族を対象とした講習会、ワークショップ等の開催

②高校生や大学生への啓発

関係機関や団体と連携して高校生や大学生に正しい食生活の大切さを伝えます。

- ・健全な食生活及び適正体重に関する普及啓発
- ・専門家を派遣した食育啓発活動の推進

③働く世代への啓発

肥満や高血圧、糖尿病等の生活習慣病について、予防法等を啓発します。

- ・食生活改善推進員による生活習慣病予防の普及啓発
- ・関係機関と連携した生活習慣病対策の実施

④高齢者へのフレイル^{※13}予防の推進

健康寿命の延伸のためフレイルの認知度向上や対策を啓発します。

- ・「人生 100 年フレイル予防プロジェクト」による、フレイルの認知度の向上や低栄養予防に関する普及啓発の実施

【施策の展開】(3)減塩及び野菜摂取量の増加の推進

(具体的取組内容)

①減塩の普及啓発活動の推進

高血圧を予防するため、塩分の摂取目標量と食品に含まれる塩分量、塩分控えめでもおいしく食べられる料理、減塩の具体的な取組等について普及啓発します。

- ・各種情報媒体を活用した情報の提供
- ・食生活改善推進員が実施する「まず 1 g の減塩運動」の支援

②「毎日プラス 1 皿の野菜」運動の推進

ホームページや広報紙、テレビなどを活用して、「野菜 1 日 350g」の摂取を目指します。

- ・「食べて健康！プロジェクト」による野菜がたっぷりとれる調理方法やレシピ紹介
- ・「毎日プラス 1 皿の野菜」運動の推進

※13 フレイル

加齢にともない心身の機能が低下した「虚弱」を意味する言葉で、「健康」と「要介護」の中間の状態。フレイルは早い時期に予防や治療を行えばより健康な状態に戻すことが可能。

基本目標2 食を通して県民一人ひとりの健康を目指します

基本的方向 3 規則正しい食生活の推進

【目指す方向】

全ての県民が健やかな生活を送れるよう、朝食をきちんと食べるなど規則正しい食事の習慣を築きます。

【現状と課題】

- 20~30歳代の若者層を中心に朝食を食べないなど、食生活が不規則な人が見られます。子どもの頃から朝食を食べる等規則正しい生活リズムを身に付けることが求められています。
- 毎日朝食を食べていない児童生徒ほど、学力調査の結果や体力テストの結果が低い傾向にあると言われています。
- 県民一人ひとりが、毎日規則正しく食事をとれるように、必要な知識や判断力、実践力を培うことが重要です。

【施策の展開】(1)朝・昼・夕の3食を食べる食習慣の推進 (具体的取組内容)

①朝・昼・夕の3食を食べる食習慣の推進

- 3食しっかりと食べることの重要性や望ましい質と量などに関する情報を提供します。
- ・朝食を食べることの普及啓発
 - ・学校や幼稚園、保育所等と連携した子どもとその家族を対象とした情報提供
 - ・地域、職場における健康相談・研修会の充実

【施策の展開】(2)主食・主菜・副菜を揃えた食事の推進 (具体的取組内容)

①規則正しい食事の啓発活動の推進

- 学校や幼稚園、保育所等に通う子どもやその家族、教職員に各種情報媒体を活用した情報提供や学習機会の充実を図ります。
- ・「保育所保育指針^{※14}」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領^{※15}」などの活用
 - ・食生活改善推進員などのボランティアによる「おやこの食育教室」の開催
 - ・県内各地の社会教育団体による「早寝・早起き・朝ごはん」事業を通じた普及啓発
 - ・家庭教育支援プログラム、家庭教育資料^{※16}等の活用

^{※14} 保育所保育指針

厚生労働大臣が定める告示として、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき、保育所における保育の内容及びこれに関連する運営に関する事項として定められた指針。

^{※15} 幼保連携型認定こども園教育・保育要領

内閣府・文部科学省・厚生労働省大臣が定める告示として、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第10条第1項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項として定められた要領

^{※16} 家庭教育資料

「家庭教育手帳」(文部科学省作成)、「思春期の子どもを理解するために」(栃木県教育委員会作成)。



食生活改善推進員による「おやこの食育教室」の実施

【朝ごはんを食べよう！～1日の健やかなリズムは朝食から～】

人間の身体は、体内時計といわれる機能があり、太陽が昇っている間は身体を活動的にさせ、沈むと休息に入るよう指示しています。この人間本来の体内リズムに合わせた「生活リズム」を作ることは、身体にストレスを与えず、快適な生活を送るために大切なことです。朝食の欠食は、仕事や学習の能率面にも影響します。



□簡単朝食メニュー

- ごはん ○じゃがいも入りオムレツ ○サラダ ○白菜のゆず風味漬け
- ホットミルク

【健康長寿とちぎづくり推進運動の推進】

県では、県民のみなさまが県内のどの地域に住んでいても心身ともに健やかに歳を重ねていくことのできる「健康長寿日本一とちぎ」の実現を目指し、県を挙げて取り組むため「健康長寿とちぎづくり推進条例」を制定しました。

本県が全国的に見ても平均寿命が短いことを踏まえ、生活習慣の改善や社会環境の整備などを進め、健康寿命の延伸を目指すため、県、市町、健康づくり関係者、事業者等で構成される県民会議を組織し、県民運動を展開します。

□ 重点プロジェクトの取組項目

- ・ 身体を動かそうプロジェクト
- ・ 食べて健康！プロジェクト
- ・ 栃木県脳卒中啓発プロジェクト
- ・ 人生100年フレイル予防プロジェクト（令和2（2020）年～令和4（2022）年）

基本目標3 食の安全性への信頼確保や県民と協働した食育活動を推進します

基本的方向 1 食の安全性に関する信頼の確保

【目指す方向】

県民が安心な食生活を送るために、生産から消費に至る食品の安全性と信頼性を確保するための取組や関係者の体制づくり、連携を強化します。

また、県民が食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する力を備え実践できるよう食品安全に関する情報発信や県民、事業者、行政間の相互理解を促進します。

【現状と課題】

○安全・安心な食品を生産するため生産段階における工程、衛生管理の取組や事業者の自主衛生管理、正しい食品表示等について推進してきました。

○しかしながら、食の多様化やグローバル化が進展する中、食中毒の発生や異物混入など食の信頼を損なう問題が発生していることから、食の安全性と信頼性の確保に向けた取組を更に進める必要があります。

○また、様々な情報が氾濫する中、県民が食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践するためには、食品の安全性に関する基礎的な知識の習得が必要とされています。

【施策の展開】(1)生産から消費に至る各段階における食の安全性の確保

(具体的取組内容)

①生産段階での安全性の確保

安全な農産物、林産物の生産を推進します。

- ・GAP^{*17} 実践促進による安全な農産物の生産促進
- ・きのこ GAP 実践促進による安全なきのこの生産促進
- ・牛個体識別制度の円滑な推進
- ・養殖衛生管理の普及・指導の推進
- ・放射性物質対策及びモニタリング検査の実施による安全性の確保

②製造・加工・流通・販売段階での安全性の確保

HACCP^{*18}に沿った自主衛生管理を定着させるとともに、適正な食品表示の実施により、信頼される食品供給の推進を図ります。

- ・HACCPに沿った自主衛生管理の定着促進
- ・適正な食品表示の実施
- ・食品の栄養成分表示に関する啓発

^{*17}GAP(Good Agricultural Practice: 農業生産工程管理)

農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のこと。

GAPを実践することにより、食品の安全性向上、環境の保全、労働安全の確保、競争力の強化、品質の向上、農業経営の改善や効率化に資するとともに、消費者や実需者の信頼の確保が期待される。

【施策の展開】(2) 食の安全性と信頼性の確保のための体制の充実及び連携強化 (具体的取組内容)

① 体制の充実及び関係機関の連携強化

「栃木県食品安全推進本部^{※19}」を中心として、総合的な施策の推進を図るとともに、部局横断的に問題の解決を図ります。

- ・食品安全管理体制の維持運営
- ・総合的な食品安全行政の推進

【施策の展開】(3) 消費者の食に対する信頼性の確保 (具体的取組内容)

① 消費者・事業者・行政間の情報共有

消費者、事業者に対して迅速な情報発信と分かりやすい情報提供を行うとともに、消費者の食の安全に関する知識習得を支援します。

- ・消費者の学べる場の提供促進
- ・地域や学校での食品の安全性に関する知識習得への支援
- ・消費者への行政検査情報発信の推進
- ・食品安全に関する情報共有の推進

② 消費者・事業者・行政間の相互理解の促進

生産、流通など供給に関する信頼性の向上を図るため、食品消費者、事業者、行政間での意見交換会や交流により、相互理解の促進を図ります。

- ・意見交換（リスクコミュニケーション^{※20}）による相互理解の促進



とちまる食の安全通信による情報発信



食の安全に関するリスクコミュニケーションにおける食品安全の関係者によるパネルディスカッション

※18 HACCP(Hazard Analysis and Critical Control Point: 危害分析重要管理点)

一般的にハサップといい、原材料の受入から最終製品までの各工程ごとに、微生物による汚染や異物の混入などの危害を予測した上で、危害防止につながる特に重要な工程を連続的・継続的に監視し、記録することにより、製品の食品として安全性を確保する衛生管理手法。

※19 栃木県食品安全推進本部

栃木県における食の安全の確保に関する総合的な施策を推進するため、知事が本部長となり、平成16年5月に設置されました。本部長の下に幹事会を置き情報の収集分析を行い、更に必要に応じて検討会委員が幹事会に諮る事項について調査、検討を行う。

※20 リスクコミュニケーション

リスク評価機関（科学者、専門家）、リスク管理機関（行政）、消費者、生産者、事業者、流通、小売などの関係者それぞれの立場から食品安全リスクについて情報共有や意思疎通を図り、それぞれがリスクについて理解を深め共に考えようというもの。

基本目標3 食の安全性への信頼確保や県民と協働した食育活動を推進します

基本的方向 2 食育に関わる人材の確保と活動促進

【目指す方向】

県民が食育を体験できる機会を増やし、食に関する正しい知識や実践方法について習得し、理解が深まるよう、食育に関わる多様な人材の確保や各種食育活動の促進を図ります。

【現状と課題】

○県民が食や農を正しく理解し生涯にわたり健全な食生活を送るためには、様々な食育活動を体験し、生活に取り入れることが重要であるため、体験機会を増やします。

○多様化するライフステージや生活シーンに対応した食に関する情報の発信や体験機会を設けるためには、食育に関わる多様な人材を確保、育成する必要があります。

○幅広く県民の食育に関する理解促進を図るために、生活に密着した活動を行うボランティアの役割は重要であり、その活動の活性化と成果の向上に向けた環境の整備を図る必要があります。

【施策の展開】(1)食育に関わる人材育成

(具体的取組内容)

食育に関わる人材を育成するため研修会を実施し、活動の活性化を図ります。

①食育に関わる人材育成

- ・管理栄養士や栄養士、食生活改善推進員等の資質向上のための研修会の開催
- ・栄養教諭や学校栄養職員、学校給食（食育）主任を対象とした研修会の開催

【施策の展開】(2)食育ボランティアの確保と活動支援

(具体的取組内容)

食育ボランティアを確保しその活動の活性化を図るため、活動環境の整備や食育に関する情報の提供、県民のボランティアへの参加促進を図ります。

①食育ボランティアの確保

- ・とちぎ食育応援団の登録の推進

②食育ボランティアの活動支援

- ・食育ボランティアへの情報提供による活動促進
- ・食育ボランティアの資質向上のための研修会の開催
- ・保育所等での出前講座実施の支援

基本目標3 食の安全性への信頼確保や県民と協働した食育活動を推進します

基本的方向 3 食に関わる関係者の連携強化

【目指す方向】

県民一人ひとりが生涯にわたり楽しく健全な食生活を実践し、食育の取組ができるよう、県民主役の食育推進運動を展開するとともに、食育に関わる関係者が連携、協働しながら食育を進めます。

【現状と課題】

○生涯にわたり楽しく健全な食生活を実践するためには、県民一人ひとりが食育の意義を理解し、自らの意思で食育に取り組んでいくことが重要です。

○食育に係る関係者(教育関係者、保健関係者、農政関係者)はもとより食品事業者、ボランティア等による主体的な取組を進めるとともに、関係者による情報や意見交換を行い、広範かつ横断的な連携・協働活動が展開されるよう推進する必要があります。

○県内各地において地域に密着した食育活動が展開されるためには、市町の果たす役割は大きいため、各市町において食育推進計画が策定されるよう支援します。

【施策の展開】(1)食育推進運動の展開

(具体的取組内容)

市町、関係機関・団体と連携・協力し県民と協働しながら食育推進運動を全県的に推進します。

①県民と協働した食育推進運動の展開

- ・「食育月間」（6月）、「とちぎ食育推進月間」（10月）、「食育の日」（19日）に合わせた普及啓発
- ・食育推進啓発事業の実施

②食育関係団体の連携強化

- ・とちぎ食育推進連絡会の開催
- ・市町との連携強化

【施策の展開】(2)市町食育推進計画策定の支援

(具体的取組内容)

計画的かつ総合的に食育を推進するため、市町の実情に応じた食育推進計画が策定されるよう支援します。

①市町食育推進計画策定の支援

- ・市町食育推進計画策の支援



とちぎ食育推進月間啓発ポスター

V 参考資料

1 とちぎ食育推進連絡会設置要領

(名称)

第1条 この会は、とちぎ食育推進連絡会（以下「食育連絡会」という）という。

(目的)

第2条 栃木県食育推進計画「とちぎ食育元気プラン」に基づき、食育に関する機関・

団体 等の連携・協力により、食育を総合的に推進することを目的とする。

(活動)

第3条 食育連絡会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

(1) 次期栃木県食育推進計画策定のための意見聴取に関すること。

(2) 「とちぎの食育元気プラン」に基づく食育推進に関すること。

(3) 一体的な食育推進活動を行うため、関係者の相互理解と連携に関するこ

(4) その他目的を達成するために必要な事項に関するこ

(会員)

第4条 食育連絡会の会員は、別表1に掲げる団体及び個人をもって構成する。

2 会員の活動は、自主的な活動を促すためボランティアとする。

(会長)

第5条 食育連絡会に会長を置き、会員の互選により、これを定める。会長の任期は2年とする。

2 会長は会務を総理し、食育連絡会を代表する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する会員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 食育連絡会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 食育連絡会は、必要があると認めるときは、議事に關係する者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 食育連絡会の事務局は、栃木県保健福祉部健康増進課、同農政部農政課、同教育委員会事務局学校安全課が担当し、主たる事務は農政部農政課が行う。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、食育連絡会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

(附則)

この要領は、平成19年7月10日から施行する。

この要領は、平成22年5月19日から一部改正し、施行する。

この要領は、平成23年4月1日から一部改正し、施行する。

この要領は、平成23年9月1日から一部改正し、施行する。

この要領は、平成24年4月1日から一部改正し、施行する。

この要領は、平成28年3月3日から一部改正し、施行する。

この要領は、平成28年7月14日から一部改正し、施行する。

この要領は、平成30年4月1日から一部改正し、施行する。

この要領は、令和元年5月28日から一部改正し、施行する。

この要領は、令和2年7月1日から一部改正し、施行する。

(別表1)

	区分	関係機関・団体等名		区分	関係機関・団体等名
1	消費者	栃木県生活協同組合連合会	18	教育関係者	栃木県保育協議会
2	消費者	栃木県市町村消費者団体連絡協議会	19	教育関係者	一般社団法人栃木県幼稚園連合会
3	福祉関係者	公益財団法人とちぎ未来づくり財団	20	教育関係者	栃木県地域婦人連絡協議会
4	林業関係者	栃木県特用林産協会	21	教育関係者	栃木県P T A連合会
5	栄養学関係者	公益社団法人栃木県栄養士会	22	教育関係者	栃木県小学校長会
6	食品衛生関係者	公益社団法人栃木県食品衛生協会	23	教育関係者	栃木県学校栄養士会
7	栄養学関係者	アイ・エフ・シー栄養専門学校	24	教育関係者	公益財団法人栃木県学校給食会
8	保健栄養関係者	栃木県食生活改善推進員協議会	25	行政	栃木県市長会
9	商工関係者	一般社団法人栃木県食品産業協会	26	行政	栃木県町村会
10	商工関係者	一般社団法人栃木県商工会議所連合会	27	行政	関東農政局
11	商工関係者	栃木県商工会連合会	28	行政	栃木県
12	商工関係者	栃木県中小企業団体中央会	29	学識経験者	下野新聞社編集局
13	農業関係者	栃木県農業士会	30	学識経験者	宇都宮大学
14	農業関係者	栃木県女性農業士会	31	学識経験者	自治医大付属病院
15	農業関係者	一般社団法人とちぎ農産物マーケティング協会	32	学識経験者	アサヒクリッキングスクール
16	農業関係者	公益財団法人栃木県農業振興公社			
17	農業関係者	栃木県農業協同組合中央会			

2 食育基本法

(平成十七年六月十七日法律第六十三号)

最終改正：平成二七年九月一一日法律第六六号

前文

第一章 総則（第一条—第十五条）

第二章 食育推進基本計画等（第十六条—第十八条）

第三章 基本的施策（第十九条—第二十五条）

第四章 食育推進会議等（第二十六条—第三十三条）

附則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようになるとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようになることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。

今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、德育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れないがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の瘦身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。ま

た、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることから、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(食に関する感謝の念と理解)

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第五条 食育は、父母その他の保護者にあっては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあっては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り

組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配意及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配意し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることに加えて、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の責務)

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区

域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。
(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

第十一條 教育並びに保育、介護その他 の社会福祉、医療及び保健（以下「教 育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する关心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の关心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の責務)

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
 - 二 食育の推進の目標に関する事項
 - 三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを農林水産大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県食育推進計画)

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されて

いるときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

- 2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域における食生活の改善のための取組の推進)

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようになるとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に

に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六条 農林水産省に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

第二十八条 会長は、農林水産大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 農林水産大臣以外の国務大臣のうちから、農林水産大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者

二 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、農林水産大臣が任命する者

2 前項第二号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第三十条 前条第一項第二号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進について、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めることにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

- 2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則 (平成二一年六月五日法律第四
九号) 抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日から施行する。

**附 則 (平成二七年九月一日法律第
六六号)**

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日
(食育基本法の一部改正に伴う経過措
置)

第四条 この法律の施行の際現に第二十五条の規定による改正前の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれている食育推進会議は、第二十五条の規定による改正後の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれる食育推進会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第4期栃木県食育推進計画
とちぎ食育元気プラン 2025

栃木県

〒321-8501 栃木県宇都宮市塙田 1-1-20

保健福祉部 健康増進課

健康長寿推進班

TEL 028-623-3094

FAX 028-623-3920

農政部 農政課

食育・地産地消担当

TEL 028-623-2288

FAX 028-623-2340

教育委員会事務局 学校安全課

保健・給食担当

TEL 028-623-3418

FAX 028-623-2956